

「ネット活用型法律事務所」に所属する若手弁護士の状況とその一般的インプリケーション ―調査票データによる予備的検討―

宮澤節生（神戸大学名誉教授・龍谷大学嘱託研究員）

1. 本稿の目的と構成

本稿の目的は、インターネットを活用して私選刑事弁護の依頼者を獲得することに力を入れている法律事務所を「ネット活用型法律事務所」と呼び、私が組織した「刑事分野弁護活動研究会」の調査によって獲得した調査票データによって、そのような事務所で刑事弁護に注力している若手弁護士の属性と状況を分析し、それらの弁護士が置かれた状況が、単独あるいは小規模な「一般法律事務所」¹における若手弁護士に共通の課題を提起することを指摘することにある。そのため、第2節で研究の全体を整理し、第3節でこれまでの知見を振り返り、第4節で調査票データを分析して、第5節で結論を述べる。

2. 本稿の背景

私は、2019年10月発行の本誌第18号に、「刑事弁護の高度化に関する予備的検討―プロジェクト1年目の面接データによって―」と題して、8本の論稿で構成するミニ・シンポジウムを掲載していただき、その中で、2本の論稿（宮澤2019a；2019b）を掲載していただいた。そこでは、私が2017年に組織した「刑事分野弁護士活動研究会」³が2018年度から2020年度まで科学研究費補助

¹ 事務所の経営基盤が主として弁護士業務からの収入にある事務所を意味し、法人形態を含む。組織内事務所、法テラス法律事務所、都市型公設事務所などを除き、ひまわり基金法律事務所を含むことになる。

² あとで説明するように、インタビューに先立って調査票に回答してもらった。調査票は武士俣他（2021a）948-956頁に掲載してある。時間的制約のため、本稿では調査票データのみを分析するので、インタビュー・データのより十分な分析には別の機会を得たい。

³ 2018年度と2019年度の研究分担者と研究協力者は、宮澤（2019a）61頁に記載してある。研究協力者には本研究科の教員も複数含まれている。私は2016年3月に本研究科を定年退職していたが、研究会にはたびたび本研究科会議室を使わせていただいた。本研究科のご協力と、本誌の最終号に寄稿する機会を与えていただいたことについて、心から感謝したい。なお、本文への表の組み込みについて、本研究科の五十嵐宙助手のご助力をいただいた。記して感謝したい。

金を得て行った「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的研究」⁴の1年目の、2018年5月～2019年1月（以下「第一期」）に千葉県から福岡県に及ぶ6都府県で実施したインタビュー調査22件（対象弁護士の概要は宮澤2019a：71-74頁と宮澤2020：137頁に掲載）によって、「刑事弁護の高度化」に焦点を合わせた予備的検討を行った。

調査対象の中心は、刑事弁護の高度化に寄与しているという評価によって推薦された弁護士あるいは法律事務所であるが、それらと比較するために、刑事弁護に注力しているわけではないいくつかの都市型公設事務所と法テラス法律事務所も追加した。インタビューにはすべて私が参加したほか、他の研究会メンバーも少なくとも1名参加した。インタビューは、A4版用紙2枚から4枚の質問事項を用意したうえで、回答に応じて追加質問を行う、半構造化インタビュー（semi-structured interview）で、毎回1時間から1時間半を要した。インタビューは録音して、法科大学院出身の反訳業者が反訳し、インタビューに参加した研究会メンバーが校正したうえで対象弁護士の点検を受けて、データとして確定した。この手順は、追って説明する第二期から第五期においても、基本的に同様である。

調査プロジェクトの全体は、1990年代までの日本の刑事弁護が、被疑者段階に国選弁護が存在せず、刑事裁判の大部分を占める国選事件で弁護士は十分な用意がないまま公判に臨まざるをえないことなどの制度的背景の下で、基本的に検察協調的なものであったと指摘されていたこと（例えばジョンソン2004：90-114頁）を踏まえて、その後の刑事司法制度改革の下で刑事弁護がどのように高度化してきたかを解明するとともに、犯罪被害者支援、修復的司法、治療的司法など、それと並行して現れてきた刑事分野の弁護士活動の多様化の状況をも把握しようとして、企画したものである。しかし、弁護士活動に対する司法制度改革の影響への関心が出発点になっていたことと、私と研究会メンバーのネットワークを通じて当初コンタクトした面接対象が刑事弁護で高い評価を得ている弁護士あるいは法律事務所であったことから、調査活動の前半は、刑事弁護の高度化に焦点を合わせたものとなった。

ここで「刑事弁護の高度化」と呼ぶのは、実質的に、刑事弁護が「当事者対抗主義の原則に則って熱心に依頼者の立場を主張する」という「熱心弁護」（zealous advocacy）（藤倉2006：25頁・27頁）の方向で高度化することを意味する（宮澤2019a：63-67頁）。我が国の「弁護士職務基本規程」に照らして言えば、「弁護士は、被疑者及び被告人の防御権が保証されていることに鑑み、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める。」（第46条）という依頼者への誠実義務を最も重視するという姿勢である（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会2017：133-135頁）。じつは、日本の弁護士が自己の立場を「熱心弁護」という言葉で表現する例は、ほとんどない（例

⁴ 基盤研究(B)18H00803。科研費は龍谷大学嘱託研究員として申請した。嘱託研究員に採用し、研究活動を支えてくださっている龍谷大学に、深く感謝している。

外として下村・高山：2009）。しかし、刑事弁護の質的向上の必要性が語られる場合の実質的内容を見れば、それは「熱心弁護」としての向上に他ならない。例えば、神山啓史弁護士とともに司法研修所における第 67 期以後の刑事弁護教育を一新したと評価されており、後で説明する「刑事弁護リーダーズネットワーク」（以下「刑事弁護リーダーズ」）の代表者である菅野亮弁護士は「熱心弁護は良いことだと考えています。・・・心配なのは、やるべきことをしないタイプです。」と語っており（高中・石田 2020：242 頁）、さらに、「弁護人には、刑事手続全般の知識が求められ、身体拘束からの解放や有利な裁判を獲得させる技量が必要である。裁判員裁判であれば、公判前整理手続において徹底的に証拠開示を行い、ケース・セオリーを構築し、公判では法廷技術を駆使した弁護活動が求められる。」と述べるとともに、「しかし、筆者は、弁護人に何より大事なものは、依頼者を全力で弁護するという弁護人としての情熱であると考え。そのような情熱がなければ、国家から刑罰権を発動されようとする被疑者・被告人・・・の武器となる・・・弁護人になることはできない。」と述べている（菅野 2021：34 頁）。弁護士倫理が許容する範囲で依頼者への誠実義務を最優先する「熱心弁護」への情熱と、それを発揮する技量の双方が必要ということであろう。

以上の問題意識の下で、宮澤（2019b）と上石・宮澤（2020：180-184 頁）では、「一般法律事務所」における刑事弁護の高度化の状況について予備的な検討を行った。上石・宮澤（2020：180-184 頁）では、2019 年 2 月～8 月（以下「第二期」）に行った、北海道から沖縄県に及ぶ 13 都道府県で行った 24 件のインタビュー（概要は上石・宮澤 2020：176-177 頁に掲載）も追加しており、第一期調査による分析を補充した。

「刑事分野弁護士研究会」はその後、以下の 4 段階で調査を進めた。(1) 第三期調査：2019 年 12 月～2020 年 2 月にかけて、第一期・第二期と同じ手法で、群馬県から和歌山県に及ぶ 8 府県で 11 件のインタビューを行った⁵。(2) 2020 年ウェブ調査：刑事分野の弁護士活動に関する代表性のあるデータを収集し、それを弁護士業務の全体構造の中で分析することを目指して、2020 年 3 月～4 月に、全国の弁護士 4,672 名に対してウェブ上で回答することを求めた質問紙調査を行い、914 名から有効回答を得た。その第 1 報と第 2 報を、武士俣他（2021a）および武士俣他（2021b）として発表した。(3) 第四期調査：ウェブ調査で業務時間の 25%以上が刑事分野であるという弁護士にインタビュー調査への同意を求めたところ、20 数名から同意があったので、そのうち 21 名に対して、2020 年 8 月～12 月に、主として Zoom でインタビューを行った。地域は北海道から長崎県に及ぶ 12 都道府県であった。インタビュー前に改めてウェブ調査と同じ調査票への回答を求め⁶、それに基づいて質問事項を作成して、宮澤と研究会メンバー 1 名がインタビューした。反訳から

⁵ 対象弁護士の一部は、季刊刑事弁護 100 号記念（2019）から抽出した。

⁶ ウェブ調査自体は回答者を特定できない形で実施されたため、調査票への回答を改めて求めたものである。当初の調査よりも回答時期が遅れたために、回答対象の年度を変更したことがある。第三期までのインタビュ

データ確定までの手順は第三期までと同様である。この調査で、「ネット活用型法律事務所」に所属する弁護士、官公庁に勤務する弁護士、および犯罪被害者支援に注力する弁護士が、初めて現れた。(4) 第五期調査：第四期までのインタビューとウェブ調査には「多様化」の観点に合致するケースがごく少数しか含まれていないため、犯罪被害者支援、修復的司法、治療的司法などに取り組んでいる弁護士を研究会外部の弁護士・研究者に紹介してもらい、さらに「ネット活用型」に該当する法律事務所の弁護士に個別にコンタクトして、2021年5月～8月に、主としてZoomで11件のインタビューを行った。科研費終了後のため、日弁連法務研究財団から補助金を得た。調査票への回答、インタビュー、データ確定という手順は、第四期と同様である。対象弁護士の勤務地は、埼玉県から大阪府に至る5都府県であった。

以上が本稿の背景である。調査データは、第二期インタビューと2020年ウェブ調査まで確定しており、第三期以後のインタビューを用いた分析は現在進行中である。本稿では、頁数と時間の制約から、本稿で取り上げる4名の弁護士のインタビュー時に回答してもらった調査票データを主として用いる⁷。

3. 第一期調査・第二期調査による分析の要点と本稿の課題

本節では、宮澤(2019a)と上石・宮澤(2020:180-184頁)における分析の要点を振り返り、本稿の課題を設定する。以下でインタビュー・データを引用する場合、[A1]～[K1]という略称は第一期調査の概要(宮澤2019a:71-74頁および宮澤2020:137頁)に記載された一般弁護士⁸であり、[L]～[V]という略称は第二期弁護士の概要(上石・宮澤2020:176-177頁)に記載された一般弁護士である。[A1][K1]のように数字が付されているのは、同一事務所で複数の弁護士がインタビューに応じた場合に、個々の弁護士を識別するためのものである。

(1) 一般法律事務所における私選弁護依頼者の必要性

私は、第一期調査・第二期調査においてインタビューした弁護士の所属事務所を、以下の4つの類型に分類した。

- ①委員会活動中心タイプ：法律事務所の類型というよりも、弁護士個人の類型。事件としての刑事の比重は低いが、日本弁護士連合会(以下「日弁連」)・弁護士会の委員会活動等で

一よりも格段に重い負担に応じてくださった弁護士の方々に、深く感謝している。

⁷ インタビューでは、弁護士実務に就いている研究会メンバーが詳細かつ適切な質問をしてくれた。本稿ではそのデータを活用できないことをお詫びしたい。

⁸ 「一般法律事務所」に所属する弁護士を意味する。

刑事弁護の高度化に取り組んでいる。事務所維持は刑事弁護からの収入に依存していない。

②実務タイプ 1：刑事弁護で実績を有する弁護士が設立した単独事務所。経済的基盤が最も不安定であるが、運営の自由度は最も高い。いわゆる「ブティック事務所」の一形態に位置づけうる。

③実務タイプ 2：刑事弁護で実績を有する弁護士が設立した事務所で、刑事弁護を担当する弁護士を複数有する。弁護士間で最も著名な事務所で、事務所全体が高度の刑事弁護を行っており、裁判員裁判にも自覚的に対応している。刑事弁護における「ブティック事務所」の代表的存在である。

④実務タイプ 3：弁護士複数を要する事務所が刑事弁護に注力する弁護士の活動を許容している。組織形態はまちまちで、裁判員裁判への対応は、一般的には当該弁護士の個人的努力による。

これらのうち、高度な刑事弁護を実務で担っている 3 つの実務タイプには共通の要素がある。事務所の中心的弁護士（実務タイプ 1・2）あるいは事務所で刑事弁護に注力する弁護士（実務タイプ 3）の私選比率の高さである。このことは、一般法律事務所において高度の刑事弁護を展開するためには、富裕な依頼者が必要であることを意味している⁹。その典型的事例は、ホワイトカラー犯罪の被疑者・被告人であろう。それに対して、裁判員裁判の主たる対象は生命・身体に対する犯罪であって、一般的には富裕な依頼者が関与する比率は低いと思われるから、私選事件にはなりにくいであろう¹⁰。私選弁護人を依頼する経済力を有しない多くの被疑者・被告人は国選弁護制度を利用することになるが、その最大の担い手は、法テラスと契約した一般法律事務所の弁護士であって、その大多数はブティック事務所以外の弁護士であると考えられる¹¹。

このように考えると、一般法律事務所における刑事弁護の将来について、特に 2 つの課題が浮かび上がる。ひとつは、刑事事件が全体的に減少している中で、「ブティック事務所」あるいは高度の刑事弁護を行っている弁護士が必要とする私選事件をいかに確保するかという課題である。インタビューによれば、現時点で高度の刑事弁護に注力している著名弁護士にとっては、現在以上に私選事件を確保する必要あるいは余裕はないかもしれないが、より若い世代で同様の実務を目指す者を確保するには、刑事事件全体の中で新たな私選事件市場を開拓するという課題が浮かび上がる。もうひとつは、国選弁護を中心に担当する文字通りの一般法律事務所の刑事弁護の質をい

⁹ [G] は、ある貧困な依頼者の事件をある弁護士団体のカンパによって担当した経験を語っていたが、そのような支援団体に恵まれる事例は稀であろう。

¹⁰ [A1] と [F] は、富裕な依頼者のきわめて長期間の裁判員裁判を担当した経験があるが、それは稀な例であろう。

¹¹ 日本弁護士連合会（2021a）91 頁によれば、2020 年の国選弁護人契約弁護士の一人あたり担当被告人数は、0.4 人（東京三会）から 4.9 人（滋賀県）の範囲で、全国平均 1.4 人である。

かに向上させるかという課題である。

「刑事分野弁護士活動研究会」は後者の意味での一般法律事務所における刑事弁護に関するデータを収集していなかったため、私は、後者は今後の課題として、前者に焦点を合わせて検討を進めた。その結果私が指摘したのは、現状で支配的な私選事件獲得のルートとは異なるルートを開発する必要性である。第一期・第二期のインタビュー調査によれば、高度の刑事弁護を行っているという評価がある弁護士が私選事件を獲得するルートは、なんらかの既存の人的ネットワークに依存しており、その範囲はきわめて狭いということである。つまり、過去に担当した刑事弁護の依頼者あるいはその関係者、民事事件の顧問先あるいは過去の依頼者とそれらの関係者、さらに他の弁護士というのが、典型的な例である。そして、これらの限界を超える可能性をもつものとして共通に指摘されていたのは、インターネットの活用である。

(2) インターネット活用への「熱心弁護」志向弁護士の態度

しかし、インターネット活用の可能性が認識されている一方で、インタビュー対象弁護士の間では、現在インターネットを利用して積極的に私選弁護依頼者を勧誘している「ネット活用型法律事務所」に対する批判は一般的にきわめて強く、そのことが、自らインターネットを利用することをためらわせている大きな理由であるように思われた。批判のポイントは、初回相談料無料といった形で入り口の敷居は低いが、かなりの額の預り金を最初に納入させ、一定回数以上の接見に報酬を課したり、手続の各段階で細かく報酬を要求して最終的には予想外の高額となったりするという報酬請求と、争いうる事件でも争わずに短時間が終了させようとする傾向や、誰が担当しても同様の結果になると思われる事件の結果を自分の活動の成果であるかのように吹聴する傾向といった実務態様の、2点にあるように思われる。また、いわゆる「認め事件」を短期間で処理して収入を確保するという実務に自分はやりがいを感じないという反応も見られた。

たしかに、「熱心弁護」志向の弁護士から見れば、必要に応じて何度でも行うべき接見回数制限を設け、不起訴が当然の事件で不起訴を成功と位置づけ、当然行うべき保釈請求に別個の料金を請求し、求刑よりも宣告刑が低いのが大半の状況で求刑からの減軽を成功と位置付けるといった実務が行われているとすれば、許容しがたいものであろう。さらに、「[ホームページが] 立派なのでそこに依頼して、たくさんお金払って、あまりちゃんとやってくれないのでうちに来たり [する]」[A1] とか、「よく [ネットに] 出てる〇〇法律事務所。・・・よくあそこで崩れた事件が私のところに来るんですよ。・・・金の取り方とか滅茶苦茶なんですよ。」[G] とかいった接触経験も、「ネット活用型法律事務所」に対する批判を強めることになるであろう。インタビュー対象弁護士の一部からは、「ネット活用型法律事務所」の弁護士が経験を積むことによる成長の可能性を指摘

する意見も聞かれたが、基本的には批判的発言のほうが支配的である¹²。

そして、「選ぶべきではない」法律事務所として「ネット活用型法律事務所」の特徴を挙げるサイトも存在する。すでに言及した「刑事弁護リーダーズ」¹³である。これは、選考委員会の審査を経て承認されたという6つの法律事務所と13名の弁護士を「弁護士が選ぶ刑事弁護人」として紹介するサイトであるが、その構成は、まさに「熱心弁護」のリーダーと呼ぶにふさわしい。ここでは、「選ぶべきではない」事務所の特徴として、以下のものが挙げられている：①事務所に所属する弁護士の構成が、極端に、新人あるいは勤務年数の浅い弁護士ばかりに偏っている；②多数の「支店」を開設しており、新人や経験年数の浅い弁護士のみを配属させている；③接見回数に限度を設ける契約内容を採用している；④「保釈保証金の〇パーセントを保釈獲得の報酬とする」という契約内容を採用している。これらは、特に大手の「ネット活用型法律事務所」の特徴にほかならない。

それに対して、「刑事弁護リーダーズ」が推奨するのは、以下の特徴を備えた事務所である：①裁判員裁判に積極的に取り組む；②国選事件や困難事件に積極的に取り組む；③弁護士会の研修等に積極的に参加する。まさに「熱心弁護」に取り組む弁護士たちの姿勢である。私の視点から見た問題は、どの事務所がそのような特徴を備えているかということ自体、ネット上で詳細な情報提供がなければ潜在的依頼者は知ることができないということである。

上石・宮澤（2020）の執筆のために2020年8月に「刑事弁護に強い弁護士」というキーワードでヤフー検索したところ、最上位に登場したのは、次のような表現で依頼者を勧誘する事務所であった：「メールでお問い合わせください。初回相談は無料」「初回相談無料。土日祝日相談可。メールでお問い合わせ」「無料法律相談はこちら。メールでのお問合せは24時間受付」。これらは、必ずしも多くの支店に若手弁護士を配置するタイプの事務所ばかりではなく、小規模事務所もかなり含まれていた。それに対して、「刑事弁護リーダーズ」の参加事務所は、60番目あたりでようやく登場するにすぎなかった。

ただし、その状況は急速に変化しつつあるのかもしれない。本稿執筆のために「刑事弁護 専門 東京」というキーワードでヤフー検索したところ、所属弁護士20名台の事務所、所属弁護士40名台の事務所、「刑事事件の専門家」の検索サイト（所属弁護士200名台の事務所がトップ）、「東京の犯罪・刑事事件の法律事務所」の検索サイト（所属弁護士数名の事務所がトップ）などに続いて、「刑事弁護リーダーズ」参加の事務所（所属弁護士数名）が5番目に登場したからである。最後の事務所のホームページはきわめて詳細であって、「まずはお気軽にご相談ください」と呼びかける

¹² ちなみに、第二期調査で、刑事が業務時間の100%で「口コミも割と多いですが・・・ネットのほうが多いかな」と述べていた例として[R]がある。その実務形態について、上石・宮澤（2020）184頁を参照。

¹³ <https://www.keijibengoleaders.net/>（2022年1月31日閲覧）を参照。

トップページに始まって、刑事事件に注力する方針、所属弁護士の経歴・著作・所属委員会等、いくつかのモデルを伴う報酬規程、逮捕あるいは起訴された者の家族からの無料法律相談、「刑事弁護リーダーズ」が勧める事務所選択基準を反映したような「事務所の強み」、夜間・休日に家族が逮捕された場合などの緊急連絡先、急を要しない相談のための問い合わせ電子メール・フォームなど、大手「ネット活用型法律事務所」のサイトに十分対抗しうるものになっている。所属弁護士の世代構成は、50 期台～70 期台¹⁴であるが、70 期台は 1 名のみで、「新人や経験年数の浅い弁護士」が多数の事件を担当することは考えられない。この事務所が 5 番目に登場したが、私の過去の検索パターンを反映したものか、この事務所の SEO（検索エンジン最適化）の結果であるのかは不明であるが、この事務所の努力が私選・国選を問わず依頼者の獲得に結び付いているとすれば、「熱心弁護」を志す他の事務所・弁護士にとっても大きな参考になるであろう。

（3）本稿の課題

しかし、ネット検索で登場する事務所の大多数が「熱心弁護」を志向しているかどうか不明な「ネット活用型法律事務所」であるという現実には、まだ大きな変化はないと思われる。そうであるとすれば、「ネット活用型法律事務所」の弁護の質を問う必要は、やはり大きいであろう。「刑事弁護リーダーズ」が指摘する問題点の中では、「①事務所に所属する弁護士の構成が、極端に、新人あるいは勤務年数の浅い弁護士ばかりに偏っている；②多数の「支店」を開設しており、新人や経験年数の浅い弁護士のみを配属させている」という 2 点が、外形的特徴自体が提供する弁護活動の質を危惧させるものであるが、結局のところ、「新人や経験年数の浅い弁護士」が小規模な事務所で適切な指導がないまま実務を行うという危険性に帰着するであろう¹⁵。「刑事分野弁護士活動研究会」の第四期調査と第五期調査では、「ネット活用型法律事務所」で刑事弁護に注力している若手弁護士 4 名から調査票とインタビューでデータを収集することができたので、次節では、「刑事弁護リーダーズ」の問題提起を踏まえて、まず調査票データを分析し、「ネット活用型法律事務所」に所属する若手弁護士が置かれた状況を検討してみたい。それが本稿の課題である。

4. 「ネット活用型法律事務所」に所属する若手弁護士の状況に関するデータ分析

¹⁴ 弁護士の経験年数は、修習期から推定することができる。修習期は、日弁連の「ひまわりサーチ」に登録している弁護士ならばそこに記載されているが、より一般的には、日弁連の「弁護士情報検索」サイトで登録番号を調査することによって推定しうる。ちなみに一斉登録年は、50 期が 1998 年、60 期が 2007 年、70 期が 2017 年である。

¹⁵ もちろん、弁護士経験の長い弁護士が、ジョンソンが目撃したような旧態依然たる弁護活動を行い、同じ事務所所属する若手弁護士に悪影響を及ぼすという可能性は否定できない。その検討は、おそらく観察調査を必要とするであろう。

「ネット活用型法律事務所」に所属するインタビュー対象弁護士4名を、「刑事弁護」と「私選刑事弁護」が業務時間に占める割合の順序に配列し、その主要な属性を整理すると、[表1]のようになる。全員男性である。[弁護士1]～[弁護士4]という略称は、以下の分析で使用する。(問1)(問2-1)などは、調査票の質問項目を意味する。

表1：4名の弁護士の属性

	弁護士1	弁護士2	弁護士3	弁護士4
調査票回答年月	2021年5月	2021年5月	2020年8月	2020年8月
インタビュー年月	2021年5月	2021年6月	2020年8月	2020年8月
出身大学	都内国立・法学部	関西私立・他学部	都内私立・法学部	関西私立・法学部
出身法科大学院	都内私立	関西私立	都内私立	都内国立
年齢	20代	30代	30代	30代
修習期	70期台	70期台	60期台後半	60期台後半
所属事務所弁護士数	5～9名	5～9名	5～9名	50～70名
所属事務所最先任*	新60期	新60期	新64期	41期
前年の週平均業務時間	60時間(回答時)	72時間	70時間	60時間
刑事弁護時間割合	90%(回答時)	70%	25%	25%
私選刑事弁護時間割合	90%(回答時)	70%	25%	15%
法テラス契約	なし	なし	なし	国選弁護
受任希望者名簿登録	なし	なし	なし	当番; 国選弁護
所属委員会等	所属会の刑事弁護委員会(所属のみ)	なし	なし	なし
定期的研修	なし	なし	所属会; 任意団体**	なし

前年の弁護士業務収入	登録前で該当しない	600～800 万円	1100～1400 万円	900～1100 万円
前年の課税所得	同上	350～550 万円	800～1000 万円	550～750 万円

*2022 年 1 月 31 日現在。日弁連「弁護士情報検索」で確認。

**具体的内容は不明。

4 名の修習期（問 47-1）は、70 期台が 2 名、60 期台後半（66 期～69 期）が 2 名である。70 期は 2017 年 12 月が一斉登録時期であるから、[弁護士 1] [弁護士 2] は、最長でも調査票回答時（2021 年 5 月）には 3 年 6 ヶ月程度の実務経験しか有していなかったことになる。この 2 名は、「刑事弁護リーダーズ」が危惧する「新人や経験年数の浅い弁護士」に該当すると考えてよいであろう。それに対して、66 期は 2013 年 12 月が一斉登録であるから、[弁護士 3] [弁護士 4] は、調査票回答時（2020 年 8 月）に、3 年 8 ヶ月から 6 年 8 ヶ月程度の実務経験を有していたことになる。このような弁護士を「経験年数の浅い弁護士」に該当すると考えてよいかどうか、実務家の意見を伺いたいと思う¹⁶。

[表 1] に示す所属事務所の所属弁護士数（問 2-1-2）は、法人化している場合、法人全体の弁護士数ではなく、勤務する本店あるいは支店¹⁷に所属する弁護士の数である。これは、日弁連の『弁護士白書』における事務所規模の分類基準（日本弁護士連合会 2021a：67 頁）に従ったものであるが、実態としても、個々の弁護士が共同して実務にあたる可能性は、勤務する本店あるいは支店に所属する他の弁護士に限定されることがほとんどであると思われるので、実質的にも妥当な処理であると考ええる。

「刑事弁護リーダーズ」が特に危惧するのは、「新人や経験年数の浅い弁護士」のみで刑事弁護を担当するという状況であろう。そこで、4 名の所属事務所の期別構成を見ると¹⁸、[弁護士 4] の所属事務所は 40 期台から 70 期台で構成されており、70 期台の比率は 34%ほどであった。この比率は、60 期台の比率（47%）に次いで高いが、このような構成を「新人や経験年数の浅い弁護士」のみで刑事弁護を担当している事務所と評価しうるかどうかは、事務所内の実態把握が必要であろう。

それに対して、[弁護士 1] [弁護士 2] [弁護士 3] の所属事務所は、60 期台と 70 期台で構成さ

¹⁶ 日弁連の 2020 年経済基盤調査（日本弁護士連合会 2021b：表 4-2）によれば、経営に携わる弁護士は 70 期以後では 7.8%であるが、66 期～69 期では 25.1%になる。

¹⁷ 呼称は、本店・支店だけではなく、本部・支部、本店・オフィスなど、多様であるが、本稿では、匿名性維持のために本店・支店に統一する。

¹⁸ 日弁連の「弁護士情報検索」で所属弁護士全員の登録番号を調べ、修習期を推定した。

れており、70 期台の比率はいずれも 60%程度であって、「新人や経験年数の浅い弁護士」に偏った構成に近いことは否定できないように思われる。その意味で、これら 3 名、特に 70 期台の〔弁護士 1〕〔弁護士 2〕の実務状況は興味深いのであって、追ってインタビュー・データを検討する必要がある。焦点は、単独で実務にあたらざるをえないのか、より経験の長い弁護士による支援は受けられるのかといったことである。

〔表 1〕の「刑事弁護時間割合」というのは、前年の週あたり業務時間の配分割合を、民事行政分野の「個人依頼者」「中小企業依頼者」「大企業依頼者」「官公庁依頼者」「その他」と、刑事分野の「国選弁護」「私選弁護」「国選付添い」「私選付添い」「国選被害者支援」「私選被害者支援」「その他」というカテゴリーについて、合計 100%になるように回答を求めたもの（問 11）のうち、「国選弁護」と「私選弁護」を合計したものである。〔弁護士 1〕は前年末に登録したため、現時点での状況であるが、「刑事弁護」が業務時間の 90%を占めており、そのすべてが私選ということになる。〔弁護士 2〕は「刑事弁護」割合が〔弁護士 1〕に次いで高く、すべて私選である。それに対して、〔弁護士 3〕〔弁護士 4〕の「刑事弁護」比率は 25%とかなり低く、〔弁護士 4〕は当番弁護士にも国選弁護にも登録している。このように見ると、「刑事弁護に強い」と打ち出している「ネット活用型法律事務所」にも、私選刑事弁護のみで業務の大半を占めるタイプと、多様な取扱い業務の一部として刑事弁護を担当しているタイプがあることになる¹⁹。また、国選弁護への許容度あるいは方針も、事務所によって異なるように思われる。これらの点についても、追ってインタビュー・データを検討してみたい²⁰。

ちなみに、2020 年ウェブ調査によれば、刑事弁護に 25%以上の時間を割く者は 14.4%で、50%以上という者は 3.1%であり、私選刑事弁護が 25%以上という者は 16.2%で、50%以上という者は 0.3%である（武士俣他 2021a：表 5-2・表 5-3）。したがって、特に〔弁護士 1〕〔弁護士 2〕のような弁護士は、我が国における私選刑事弁護のあり方を事実上規定する地位を占めていることになる。

そこで、調査票回答時の手持ち刑事事件類型（問 25）を見てみると、〔表 2〕のとおりである。

¹⁹ 〔弁護士 3〕〔弁護士 4〕は、弁護士業務収入・課税所得ともに〔弁護士 2〕よりも多いが、これは経験年数の差とともに、民事事件担当の比率が影響しているかもしれない。ちなみに、日本弁護士連合会（2021b）140 頁によれば、2020 年における所得金額の中位値は 30 代男性で 700 万円であるが、〔弁護士 2〕の確定所得はそれよりかなり低く、〔弁護士 3〕はそれよりも明らかに高く、〔弁護士 4〕はやや低い。「ネット活用型法律事務所」所属弁護士の所得は、所属事務所や業務内容によって、まちまちのようである。

²⁰ 〔弁護士 2〕と〔弁護士 3〕〔弁護士 4〕の間には、弁護士業務収入と課税所得について大きな違いがあるが、これは、弁護士経験の差のほか、民事案件担当の比率の差も影響しているのかもしれない。

表 2：調査票回答時の刑事弁護持ち事件

弁護士 4 は転勤直前のため持ち事件なし。他の類型は皆無のため省略。

	弁護士 1	弁護士 2	弁護士 3
私選・被疑者	7	10	7
私選・一審地裁・裁判官裁判・公判前手続	1	0	0
私選・一審地裁・裁判官裁判・公判	1	2	1

国選事件、簡裁事件、裁判員裁判事件、上訴審などは皆無であり、圧倒的多数は私選の被疑者弁護である。起訴後の案件の少なさが、もともと起訴されそうにない案件を受任する方針によるものか、弁護活動の成果を反映したものであるかは不明であるが、少なくとも被疑者弁護の量的側面において「ネット活用型法律事務所」が担っている役割は大きいと思われる。したがって、弁護士会の研修²¹においては、裁判員裁判に関する法廷技術研修だけではなく、被疑者弁護の研修も強化し、そこに「ネット活用型法律事務所」の弁護士も参加を求めることが必要であると思われる。[表 1]の委員会所属と研修参加のデータ（問 14・問 12）が示すように、[弁護士 1] が所属弁護士会の刑事弁護委員会に名目的に参加していると回答し、[弁護士 3] が所属弁護士会と任意団体の研修に定期的に参加していると抽象的に回答しているだけで、「熱心弁護」志向型の弁護士と交流する機会が存在するようには思われないからである。

ただし、これらの弁護士の弁護活動には、能動的側面もうかがわれる。[表 3] が示すように、弁護活動の能動性を尋ねた質問（問 19～問 21）に対して、全員が調査票回答時の前年に捜査段階で黙秘を勧めているし、[弁護士 2] は取調べの録音・録画を申し入れた経験が 3 件もある。

表 3：刑事弁護活動の内容

弁護士 1 は前年末登録のため非該当。数値は前年の件数。

	弁護士 2	弁護士 3	弁護士 4
捜査段階で黙秘を勧めた	3	1	1
捜査段階で取調べに立会いを求めた	1	0	1
取調べの録音・録画を申し入れた	3	0	0

これらは取るに足りない件数であるように見えるかもしれないが、じつはそうではない。例えば

²¹ 研修に関するインタビュー・データによる分析として、菅野（2019）がある。

黙秘権勧告の経験を 2020 年ウェブ調査（武士俣他 2021b：表 4-9）で見ると、男性弁護士では皆無が 60.6%で、1 件が 19.1%，2 件以上が 20.3%というのであって、3 件はもちろん、1 件というのも、決して消極的な値ではない。そのような能動的姿勢は支援・強化されるべきであって、なおのこと、「ネット集客型事務所」の弁護士と「熱心弁護」型弁護士の接点を強化する意義を示唆している。しかし、そのような接点を提供されたとしても、「ネット活用型法律事務所」における勤務形態や方針がそれを困難にしているかもしれない。この点も、追ってインタビュー・データで検討してみたい。

それでは、インタビュー対象弁護士の刑事分野への注力は、どのような理由によるのであろうか（問 11-2）。それを示すのが〔表 4〕である。

表 4：刑事分野に注力する理由

回答選択肢：1 当てはまる；2 どちらかといえば当てはまる；3 どちらともいえない；4 どちらかといえば当てはまらない；5 当てはまらない

	弁護士 1	弁護士 2	弁護士 3	弁護士 4
依頼がある	1	1	2	1
人権問題として興味・関心	1	2	2	1
必要とされる技能について興味・関心	1	3	2	1
自分に向いている	1	2	2	3
成果をあげることができる	1	2	2	2
所属事務所では刑事弁護が必須	1	1	2	1
所属事務所では奨励	1	1	1	1
他の業務分野が少ない	2	1	4	5
採算が取れる	1	2	2	3
弁護士すべてが担当すべき義務	2	3	2	3

「依頼がある」とか「他の業務分野が少ない」というのは刑事分野に注力している結果でもあるから、他の理由に注目すると、「所属事務所では刑事弁護が必須」とか「所属事務所では奨励されている」という環境的要因は、明らかに作用している。しかし、同時に、「人権問題として興味・関心がある」「必要とされる技能について興味・関心がある」「自分に向いている」「成果をあげることができる」などの能動的理由もあげられている。そうすると問題は、そのような能動的理由がどの程度「熱心弁護」への志向を生んでいるか、そのような志向がある場合に「ネット活用型法律

事務所」という環境はその追求を可能にするか、ということになるであろう。これらの点も、さらにインタビュー・データによって検討する必要がある。

5. 結論

以上、「ネット活用型法律事務所」に所属する若手弁護士が置かれている状況を、「刑事分野弁護士研究会」が第四次調査と第五次調査でインタビューした4名の弁護士の調査票データによって検討した。出発点は、「経験の浅い弁護士」のみによる刑事弁護の質に対する危惧である。これら4名の弁護士のうち3名は、60期台と70期台で構成されており、しかも70期台のほうが多いため、「経験の浅い弁護士」に偏った構成に近いと評価しうる事務所に所属していた。ひとつの問題は、それらの弁護士は単独で実務を行っているのか、より経験の長い弁護士による支援が受けられるのか、といった問題であるが、それは少なくともインタビュー・データの分析が必要であり、今後の課題とせざるをえない。

ちなみに、都内で所属弁護士4人以下の小規模「ネット活用型法律事務所」の期別構成を調べたところ、70期台1名だけという事務所が1カ所あり、60期台と70期台だけで構成されていて70期台のほうが多数または両者同数という事務所が3カ所あった。さらに、いわゆる即独を含めて、経験年数に関わりなく自己の事務所を開設して、いかなる分野の依頼もただちに受任するという制度の下では、類似の構成となっている一般法律事務所は、はるかに多数存在するであろう。

「経験の浅い弁護士」に偏った事務所による刑事弁護という問題は、「ネット活用型法律事務所」に限定されない一般的問題として、研究を要する課題といえよう。

この点で独自の恵まれた状況にあるのは、法テラス法律事務所である。都内の法テラス法律事務所は大規模であるため、関東地方で所属弁護士4人以下の事務所を探してみると、9カ所が該当し、そのうち4カ所が60期台と70期台によって構成されている。基本的に10年間という任期制限の下で勤務している一般の常勤弁護士は、必然的に「経験の浅い弁護士」が大きな比率を占めることになる。しかし、法テラスにおいては、採用後1年間は「養成事務所」²²でOJTを受けることができるし、法テラス法律事務所への配属後も、本部主催とブロック別の研修が受けられるほか、裁判員裁判弁護技術研究室と常勤弁護士業務支援室から、受任した裁判員裁判あるいは一般刑事事件について助言を得ることができる²³。それに対して、最大規模の「ネット活用型法律事務所」

²² https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/legal_apprentice/public_info/list.html (2022年2月2日閲覧)を参照。

²³ 日本司法支援センター (2021) 124-126頁, https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/saiyo/staff_bengoshi/staff_bengoshitoha/shiennsitsu.html (2022年2月2日閲覧), 神山・大塚 (2013)などを参照。インタビュー・データによる分析として、橋

でも、これらに匹敵する養成・研修・支援体制があるとは思われない。

それに対して、刑事弁護に携わる弁護士によって設立された任意団体である「刑事弁護フォーラム」²⁴は、若手向けセミナーの実施や会員間のメーリングリストの開設によって大きな役割を果たしているが、まだ具体的案件で支援しうる段階には至っていないと思われる。したがって、小規模事務所の若手弁護士による刑事弁護の実態を把握する努力とともに、それらの弁護士を支援する機構の検討もまた、不可欠といえよう。

調査票データから明確に指摘しうるもうひとつの問題は、「ネット活用型法律事務所」の若手弁護士が、日弁連や弁護士会での委員会活動や各種の研修といった場で「熱心弁護」志向の弁護士と日常的に接触する機会を得ていないと思われることである。「ネット活用型法律事務所」という環境条件が制約になっているかどうか、インタビュー・データによってさらに検討する必要がある。

また、それに関連して指摘しうる問題として、弁護士会が行う研修が国選弁護担当者あるいは裁判員裁判担当者の名簿への登載の要件になっているために、私選弁護しか受任しない場合には研修受講が不要となってしまうという可能性がある。したがって、どのような言葉を使うかにかかわらず一定の専門性を表示するには、何らかの機関による認定を必要とすることを考える必要があるように思われる²⁵。

<参考文献>

上石圭一・宮澤節生（2020）「刑事弁護の経済的基盤と一般法律事務所における刑事弁護」季刊刑事弁護 104 号 175-184 頁。

神山啓史・大塚博喜（2013）「裁判員裁判を支える法テラスの研修」法律のひろば 66 巻 3 号 47-51 頁。

菅野昌史（2019）「刑事弁護に関わる登録制度・研修制度とそのインパクトに関する弁護士の認識」青山法務研究論集 18 号 93-108 頁。

季刊刑事弁護 100 号記念（2019）「全国刑事弁護人アンケート」季刊刑事弁護 100 号 121-141 頁。

下村忠利・高山巖（2009）「誰がなんと言おうとあなたの味方ですー熱心弁護は我らの誇り」法学セミナー656号 70-74 頁。

デイビッド・T・ジョンソン（大久保光也訳）（2004）『アメリカ人のみた日本の検察制度 日米の比較』（シュプリンガー・フェアラーク東京、原書 2002 年）。

菅野亮（2021）「刑事弁護人の育成、弁護態勢の整備」法律時報 93 巻 10 号 31-37 頁。

場（2019）がある。

²⁴ <http://www.keibenforum.net/>（2022 年 2 月 2 日閲覧）を参照。

²⁵ この点について、例えば武士俣（2004）を参照。

高中正彦・石田京子編 (2020)『新時代の弁護士倫理』(有斐閣)。

日本司法支援センター編著 (2021)『法テラス白書 令和2年度版』。

日本弁護士連合会編著 (2021a)『弁護士白書 2021年版』。

————— (2021b)「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書 2020」自由と正義 72 卷 8 号。

日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著 (2017)『解説 弁護士職務基本規程 第3版』(日本弁護士連合会)。

橋場典子 (2019)「刑事弁護の組織的基盤としての法テラスの課題と展望」青山法務研究論集 18 号 153-167 頁。

藤倉皓一郎監修・日本弁護士連合会訳 (2006)『[完全対訳] ABA 法律家職務模範規則』(第一法規, 原書 2004 年)。

武士俣敦 (2004)「専門弁護士認定制度の認定分野と認定基準について」福岡大学法學論叢 49 卷 1 号 1-46 頁。

武士俣敦・上石圭一・久保山力也・宮澤節生 (2021a)「裁判員裁判時代の刑事分野弁護士活動の高度化・多様化と我が国弁護士界の社会構造—2020 年全国弁護士ウェブ調査第 1 報—」福岡大学法學論叢 65 卷 4 号 895-968 頁。

武士俣敦・久保山力也・上石圭一・畑浩人・高平奇恵・池永知樹・宮澤節生 (2021b)「刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する総合的分析—2020 年全国弁護士ウェブ調査第 2 報—」福岡大学法學論叢 66 卷 2 号 641-751 頁。

宮澤節生 (2019a)「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討—本ミニ・シンポジウムの背景と目的—」青山法務研究論集 18 号 61-74 頁。

————— (2019b)「一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題—その予備的検討—」青山法務研究論集 18 号 187-222 頁。

————— (2020)「連載の背景・構成と刑事弁護の変化に対する弁護士たちの認識」季刊刑事弁護 101 号 133-141 頁。